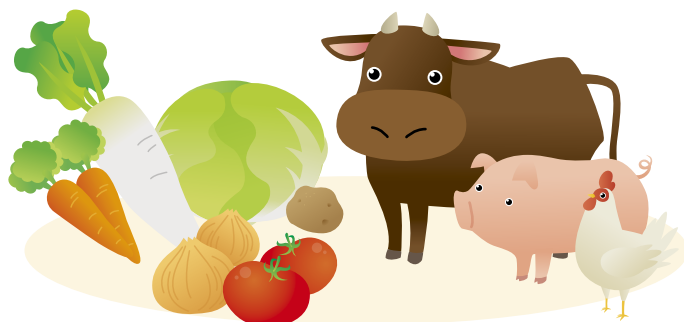


県産食品の安全・安心を確保する取り組みについて

今年4月から、より一層の食品の安全・安心を確保するため、食品に含まれる放射性物質の新たな基準値が設定されました。



●食品中の放射性セシウムの暫定規制値
(平成24年3月まで) (単位:ベクレル*/kg)

野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

●食品中の放射性セシウムの新基準値
(平成24年4月から) (単位:ベクレル*/kg)

一般食品	100
乳児用食品 新設	50
牛乳	50
飲料水	10



注:準備期間が必要な食品(米、牛肉、大豆等)については、一定期間、暫定基準値が適用されます。

●食品による年間被ばく限度



*ベクレル:放射能の量、シーベルト:人体への影響の大きさ



県では、**生産・流通・消費**の各段階で検査を実施し、食品による内部被ばくを防ぐ取り組みを強化していきます。

